

1 市の概要

1 市の概要

1-1 市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、埼玉県の南西部、東経 139 度 31 分 10.24 秒、北緯 35 度 52 分 45.38 秒、海拔の最高は 49m（亀久保八丁付近）、最低 6m（旧埼玉県立福岡高校周辺）、都心から 30km 圏内、さいたま新都心から約 10km に位置し、東西が約 7.5km、南北が約 6 km、面積は約 14.64 km²あり、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接しています。

地形は武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、荒川に向かって西から東へ緩やかに傾斜しているのが特徴です。

地質は関東ローム層で、北部市境に沿って南北に新河岸川が流れており、周辺地域では水田が広がっているほか、沿岸には斜面林などの自然環境が残されています。市の西部地域では、武蔵野の面影を残す畑や雑木林など、緑豊かな環境が保全されています。

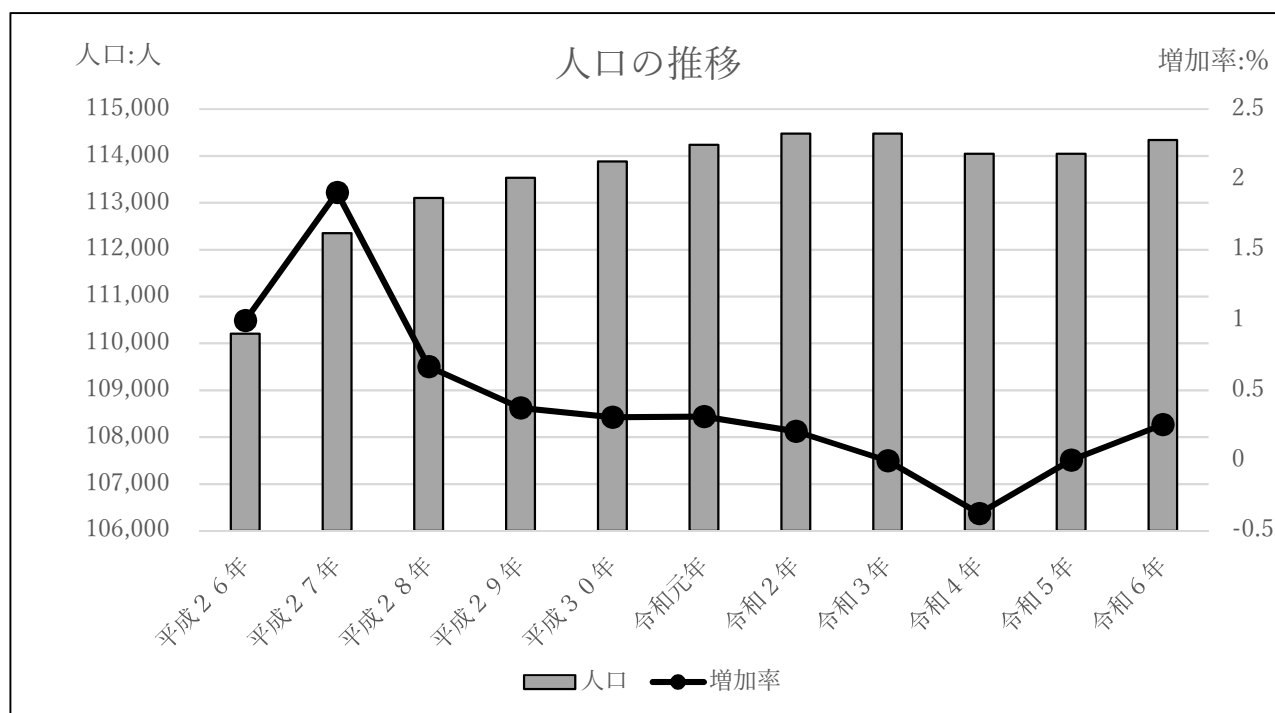
気候は、太平洋側気候で、夏季は高温になり、降雨量も比較的多く、冬季は強い北西の季節風が吹き、晴天の日が多いのが特徴です。

交通は東部には富士見川越バイパス（国道 254 号バイパス）が、西部には関越自動車道が、ほぼ中央には川越街道（国道 254 号）が、それぞれ市を南北に貫いています。また、これらの道路と並行する形で東武東上線が走っており、市内には上福岡駅が立地しているとともに、隣駅には多くの市民も利用する急行停車駅のふじみ野駅があります。

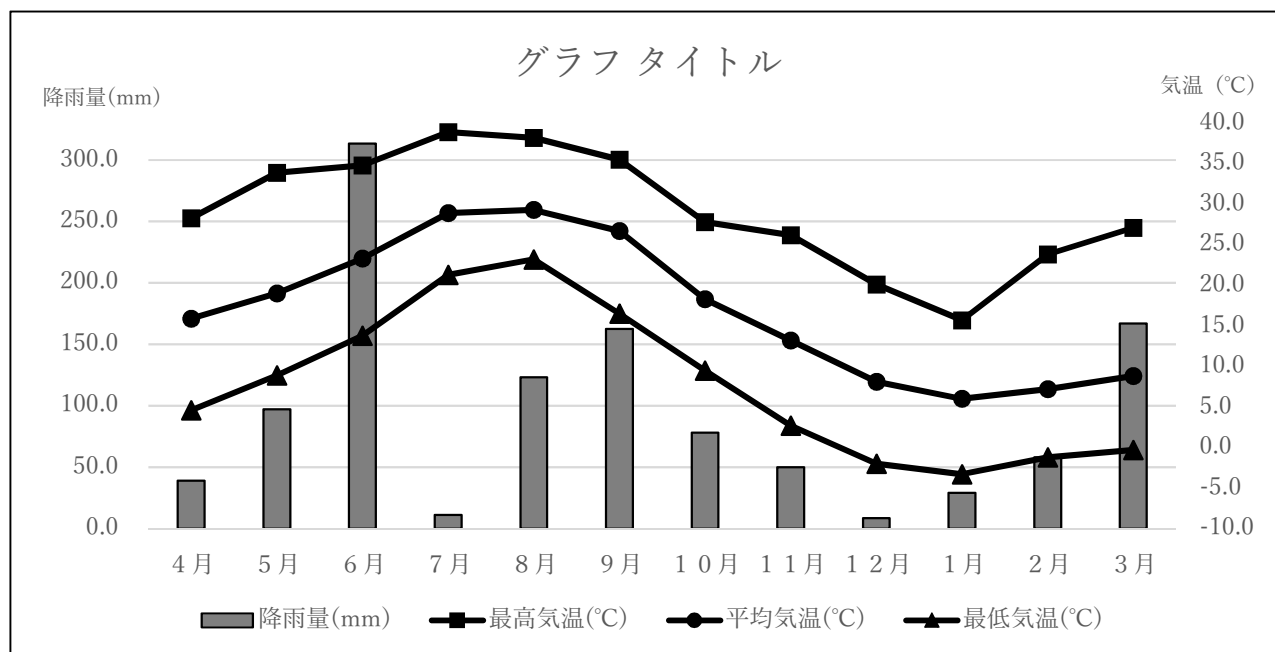
※経度・緯度はふじみ野市役所屋上の二等三角点の位置



(2) 人口



(3) 気象



資料：入間東部地区事務組合 消防本部 指揮統制課

1-2 環境行政

(1) 環境に関する条例

(ア) ふじみ野市環境基本条例

本市の環境行政を推進するため、平成 18 年 7 月「ふじみ野市における環境施策のあり方について」を環境審議会に諮問し、環境行政の理念、方向性について答申を受け、平成 19 年 3 月に「ふじみ野市環境基本条例」(平成 19 年条例第 2 号)を制定しました。

本条例では、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的としています。

「快適で良好な環境」とは

ふじみ野市環境基本条例第 2 条で「大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成を図り、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。」と定義しています。

開発指導要綱について

ふじみ野市環境基本条例は、快適で良好な環境の確保に対する基本理念として、快適で良好な環境の確保及び将来世代への継承、循環型社会を目指して、市、市民及び事業者等の協働、地球環境保全を自らの問題として認識して推進すべきことを掲げております。

そのため、環境負荷の影響が大きい開発行為に対して、市では「ふじみ野市開発行為等指導要綱」(平成 17 年告示第 210 号)に基づき、市内の無秩序な開発行為を防止し、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るため、事業者に対して理解と協力の要請を行っています。市では、この趣旨に沿って関係各課が連絡調整を行い、事業者へ総合的な対応を行っています。

(イ) ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、資源が循環して利用されるまちづくりを目指し、併せて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、平成 20 年 12 月 19 日に「ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(平成 17 年条例第 115 号)を全部改正し、「ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(平成 20 年条例第 40 号)を制定しています。(平成 21 年 4 月 1 日施行)

(2) 環境に関する計画

(ア) ふじみ野市環境基本計画

①計画の目的

ふじみ野市環境基本条例第9条の規定に基づき、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むため、条例の目的である「快適で良好な環境の確保」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、また、計画の実効性を確保するため、基本計画と行動計画が一体となった環境基本計画行動計画を平成19年度に策定しました。その後、5年ごとに見直しを行っており、現在は、令和3年度～4年度の2か年をかけて策定した第2期環境基本計画後期行動計画に基づき施策を進めております。

②計画の位置づけ

ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 を環境の面から実現するための基本的な方向性を定め、他の計画や施策と整合・調整・連携を図りながら「快適で良好な環境の確保」に関する各種施策を、総合的かつ計画的に推進する計画となっています。

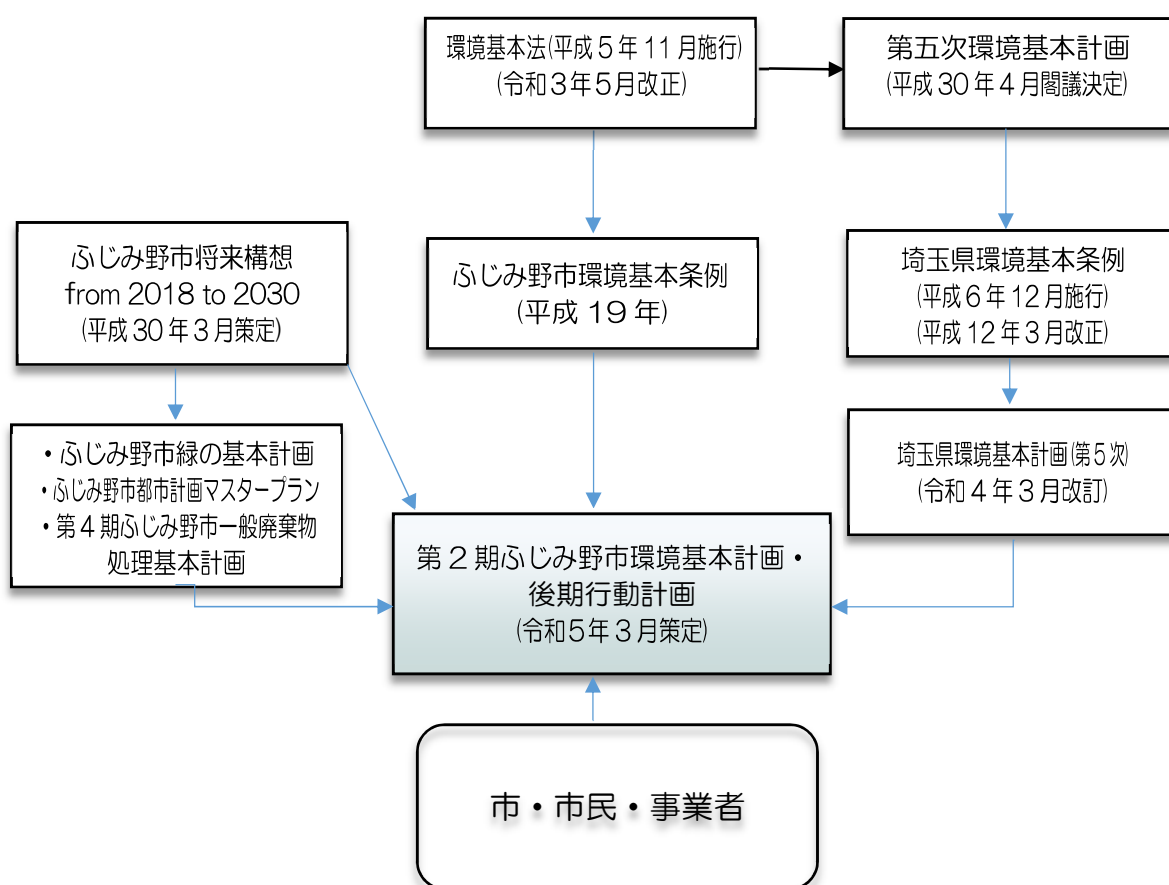


図1-2-1 計画の位置づけ

③計画の対象とする環境の範囲

- ・市、市民、事業者の連携、協働に関すること
- ・環境教育、環境学習による人づくりに関すること
- ・安心・安全、快適な都市環境に関すること
- ・地球環境保全に関すること
- ・循環型社会に関すること
- ・自然環境に関すること

④計画期間

平成 30 年度を初年度として、令和 9 年度までの 10 年間を「第 2 期環境基本計画」の計画期間と定め、「行動計画」は、計画の進展、社会経済情勢の変化、科学技術の進展などにより環境問題の課題が変化することが考えられることから、5 年間で 1 つの期間として「前期」、「後期」に区分し、令和 5 年度から令和 9 年度までを「後期行動計画」としています。

平成 30年度	平成31・ 令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
第2期ふじみ野市環境基本計画（平成30年度～令和9年度）									
前期行動計画（平成30年度～令和4年度）					後期行動計画（令和5年度～令和9年度）				

図 1-2-2 計画の期間

⑤環境基本条例の基本理念に基づく施策運営

環境基本計画は、環境基本条例の理念に基づき施策の方向性を示しています。

1 環境基本条例の基本理念

- ・快適で良好な環境の将来世代への継承
- ・市、市民及び事業者の協働により人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を目指すまちづくりの推進
- ・地球環境保全への自主的、積極的な取り組みの推進

2 基本計画の施策の方向性

- ・すべての施策の策定等にあたっての環境優先の理念（第 8 条）
- ・施策の総合調整のための評価体制の整備（第 19 条）
- ・市、市民及び事業者の参画及び協働の推進（第 20 条）
- ・環境教育の理念に基づく推進（第 21 条）

⑥市の望ましい環境像

～みんなではぐくむ 緑豊かな住みよいまち ふじみ野～

⑦第2期環境基本計画後期行動計画の施策等

第2期環境基本計画後期行動計画における望ましい環境像の実現にむけ、市、市民及び事業者の各主体が共通認識のもと取り組むべき内容としており、「現状と課題」「施策の展開」「行動指標」などを掲げています。

○施策体系

- 施策の柱1 学びと協働の推進
- 施策の柱2 脱炭素社会の推進
- 施策の柱3 環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 施策の柱4 環境にやさしいまちづくりの推進
- 施策の柱5 自然と調和した環境づくりの推進



⑧計画の進行管理

行動計画に示された各施策は、第2期環境基本計画後期行動計画のめざす目標の達成に向け、全体の進捗状況を点検しながら展開します。その進行管理は、「計画の策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価・公表(Check)、改善(Action)」のサイクルによる継続的な見直しの仕組みを構築します。

計画の進行管理

・施策の具体化(Plan)

必要に応じて施策の年度毎の具体的な事業計画を立案し、年度目標を設定します。
調整が必要な場合は、調整会議(庁内会議など)を開催し関係機関(関係各課など)との調整を行います。

・実施(Do)

市(関係各課)、市民(団体含む)及び事業者は計画の施策や事業計画を実施します。

・結果確認・評価、課題抽出(Check)

市(関係各課)、市民(団体含む)及び事業者は、年度末に事業実施の結果を評価して課題を抽出し、事務局に報告します。事務局は各課からの報告をまとめてふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議において調査、協議するとともに「ふじみ野市環境審議会」に報告します。

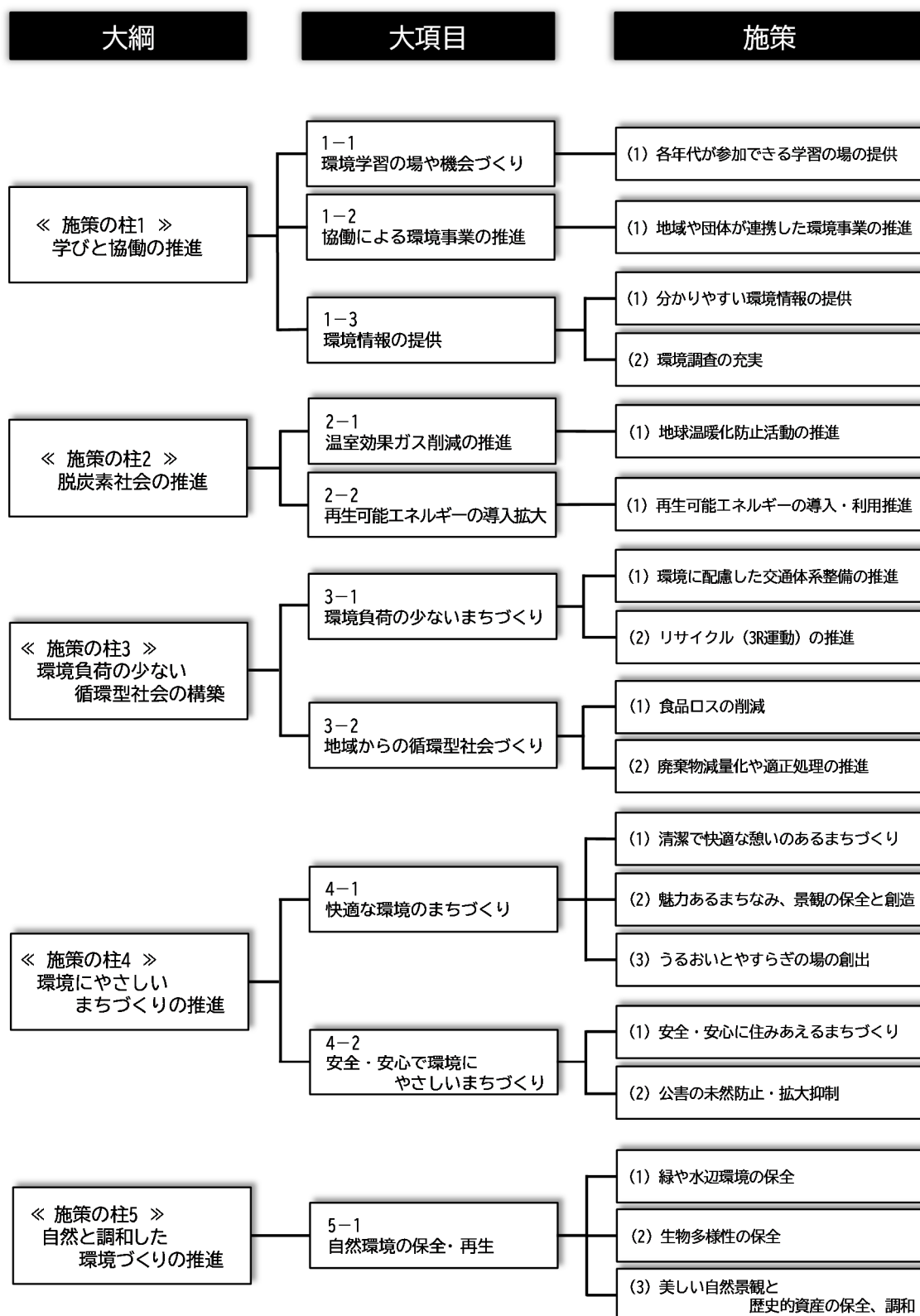
・取組の見直し(Action)

市(関係各課)、市民(団体含む)及び事業者は、ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議やふじみ野市環境審議会より出された課題等を次年度の事業や次期計画に反映します。



図1-2-3 計画の進行管理

⑨第2期環境基本計画 後期行動計画の施策体系



(イ) ふじみ野市地球温暖化対策実行計画

「第7章 地球温暖化対策（ふじみ野市地球温暖化対策実行計画）」

①計画の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）の第4条に基づき、ふじみ野市の事務、事業等における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出実態と排出抑制に関する目標を策定し、環境への負荷の軽減をもって、長期的・継続的な排出削減へと導くことを目的とし、また、地域における模範となる率先行動となるよう計画を策定しました。

②計画の位置づけ

地球温暖化対策推進法第21条第1項において、地方公共団体に策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」であり、「第2期ふじみ野市環境基本計画 後期行動計画」と一体となっています。その中の第7章が地球温暖化防止に関する事項を定めた「地球温暖化対策（ふじみ野市地球温暖化対策実行計画）」となっており、ふじみ野市が行う事務、事業全般を対象とした「事務事業編」と、市域における温室効果ガス排出抑制等に関する「区域施策編」の構成となっています。（図1-2-4）

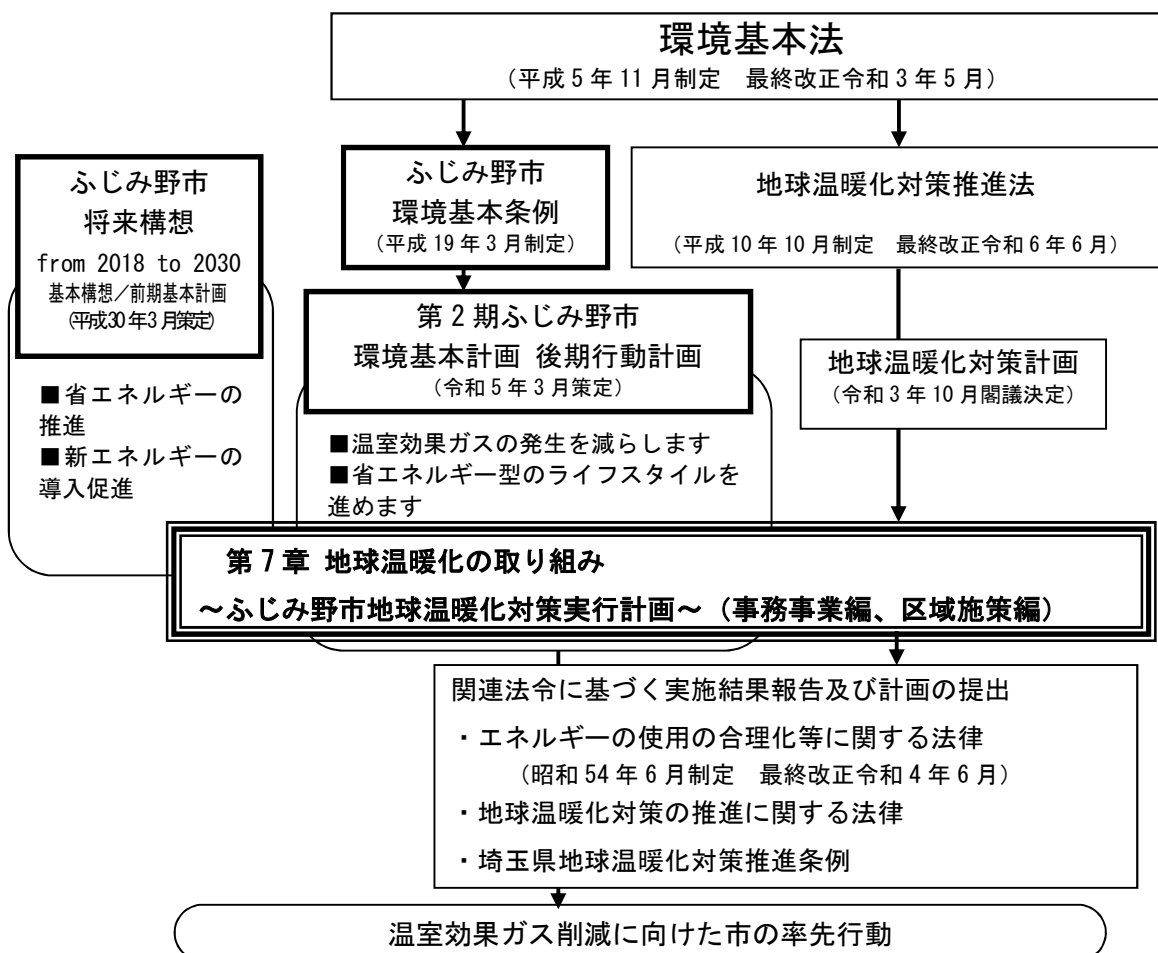


図1-2-4 ふじみ野市地球温暖化対策実行計画の位置づけ

③計画の期間

本計画の事務事業編の基準年度を平成 25 年度とし、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間で計画期間とします。

また、区域施策編については、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和 4 年 3 月、環境省）」により、基準年度を平成 25 年度、中期目標を令和 12 年度、最終目標を令和 32 年度として設定し、実行計画を長期的な視野により策定します。

第一段階として令和 12 年度までの短期目標・施策を策定し、目標達成状況などを評価します。

④計画の対象物質

地球温暖化対策推進法では以下の 7 物質（表 1-2-1）が対象となっていますが、本計画において対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（事務事業編のみ対象）とします。

なお、本計画では、温室効果ガスの排出量は各ガスの排出量に、地球温暖化対策推進法施行令第 4 条に定められた地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素に換算した数値で表しています。（環境省：「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づく）

表 1-2-1 対象物質

温室効果ガス	地球温暖化係数※	主な発生源	事務事業編	区域施策編
二酸化炭素 (CO ₂)	1	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの） など	○	○
メタン (CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て など	○	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	化石燃料の燃焼、工業プロセス など	○	○
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	12～14,800	代替フロン等の製造時における漏えい、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの大気放出 など	○	×
パーフルオロカーボン類 (PFC)	7,390～17,340	半導体製造時等における漏えい など	×	×
六フッ化硫黄 (SF ₆)	22,800	半導体製造や電気の絶縁体 など	×	×
三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセス など	×	×

※各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したもの

⑤計画の範囲

事務事業編の範囲は、本市が行う事務、事業全般とし、対象施設は、庁舎、公民館、コミュニティ施設、福祉施設、市立小中学校、水道施設、環境センターなどの公共施設を対象とします。（指定管理の施設を含む。）

⑥基準年度（平成 25 年度）の現状値

基準年度である平成 25 年度の温室効果ガス総排出量は 40,217.4 t-CO₂ です。温室効果ガス別に見ると、二酸化炭素が 98.239%となっており、排出量の大部分を占めています。（二酸化炭素は主に燃料使用と電気使用、廃プラスチック焼却から発生します。）

メタン・一酸化二窒素は、主に自動車の運行と一般廃棄物焼却、浄化槽の使用により発生します。ハイドロフルオロカーボン^①は、カーエアコンに代替フロンとして使用している場合に発生するものです。

表 1-2-2 平成 25 年度（基準年度）温室効果ガス総排出量（事務事業編）

物質名	温室効果ガス 排出量 (t) (A)	温暖化 係数 (B)	CO ₂ 換算 排出量 (t-CO ₂) (C) = (A) × (B)	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	39,507.13	1	39,507.13	98.239
メタン (CH ₄)	0.57	25	14.1	0.035
一酸化二窒素 (N ₂ O)	2.3	298	692.3	1.722
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.001	1430	1.5	0.004
総排出量	-	-	40,217.4	100.0

※温暖化係数 (B) は、基準年度としての算定時の令和 4 年の値となっています。

※CO₂換算排出量 (C) の値は、端数処理の関係で合わない場合があります。

⑦目標値

市の事務及び事業に関する令和 12 年度の温室効果ガスの排出量を基準年度（平成 25 年度）に比べ 50%削減することを目標としています。

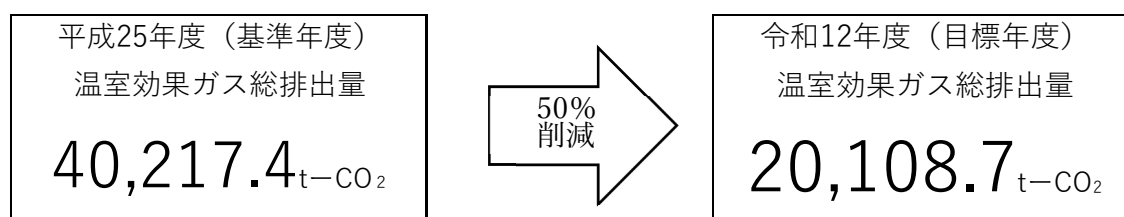


表 1-2-3 各項目別目標値

項目	単位	基準年 (平成25年) 使用量実績値 (A)	目標年 (令和12年) 使用量目標値 (B)	削減率 (%)	削減量(C) (B)-(A)	基準年度比 温室効果 ガス削減量 (t-CO ₂)
ガソリン	L	50,742.5	25,371.3	50.0	△ 25,371.3	△ 58.9
灯油	L	93,808.0	46,904.0	50.0	△ 46,904.0	△ 116.8
軽油	L	12,775.0	6,387.5	50.0	△ 6,387.5	△ 16.5
A重油	L	128,500.0	64,250.0	50.0	△ 64,250.0	△ 174.1
液化石油ガス(LPG)	Kg	16,306.0	8,153.0	50.0	△ 8,153.0	△ 24.5
都市ガス	m ³	495,394.0	247,697.0	50.0	△ 247,697.0	△ 552.4
電気	kWh	17,062,114.0	8,531,057.0	50.0	△ 8,531,057.0	△ 4,734.7
一般廃棄物の焼却	t	40,587.2	20,293.6	50.0	△ 20,293.6	△ 343.4
廃プラスチックの焼却	t	10,163.0	5,081.5	50.0	△ 5,081.5	△ 14,307.8
公用車の走行(ガソリン)	km	47,689.0	23,844.5	50.0	△ 23,844.5	△ 0.2
公用車の走行(軽油)	km	17,314.0	8,657.0	50.0	△ 8,657.0	△ 0.0
HFC封入車	台	107.0	53.5	50.0	△ 53.5	△ 0.0
浄化槽	人	892.0	446.0	50.0	△ 446.0	△ 9.6

※A、B、CについてはCO₂換算前の数値

○令和5年度 項目別目標達成状況

			平成25年度(基準年度)		目標削減量		令和5年度(実績)		
調査項目		単位	活動量 (使用量等)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	活動量 (使用量等)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	活動量 (使用量等)	温室効果ガス排 出量 (t-CO ₂)	目標達成率
燃料 使用 量	ガソリン	L	50,742.5	117.7	25,371.3	58.9	19,380.9	45.0	100.0%
	灯油	L	93,808.0	233.6	46,904.0	116.8	6,616.0	16.5	100.0%
	軽油	L	12,775.0	33.0	6,387.5	16.5	5,100.0	13.2	100.0%
	A重油	L	128,500.0	348.2	64,250.0	174.1	6,000.0	16.3	100.0%
	液化石油ガス(LPG)	kg	16,306.0	48.9	8,153.0	24.5	59,362.7	178.1	0.0%
	都市ガス	m ³	495,394.0	1,104.7	247,697.0	552.4	751,660.0	1,676.2	0.0%
電気使用量(一般電気事業者及びPPS)		kwh	17,062,114.0	9,469.5	8,531,057.0	4,734.7	13,251,415.0	7,354.5	44.7%
公用車の走行量(ガソリン)		km	47,689.0	0.4	23,844.5	0.2	273,680.0	2.4	0.0%
公用車の走行量(軽油)		km	17,314.0	0.0	5,081.5	0.0	21,863.0	0.0	0.0%
HFC封入カーエアコンの使用台数		台	107.0	1.5	53.5	7.7	93.0	1.3	26.2%
一般廃棄物焼却(連続燃焼式)		湿t	40,587.2	686.7	20,293.6	343.4	34,522.1	584.1	29.9%
うち廃プラスチック焼却量		乾t	10,163.0	28,151.5	5,081.5	14,075.8	8,626.0	23,894.0	30.2%
浄化槽		人	892.0	19.3	446.0	9.6	326.0	7.0	100.0%
総排出量合計			—	40,217.4	—	20,114.4	—	33,788.7	32.0%

*廃プラスチックは推計量 焼却量(t)×組成分析による割合(水分を除いた重量ベースで月ごとに算出)で計算

*排出係数は、令和4年度の値を用いて算出

*小数第2位四捨五入

*端数処理の関係で数値が合わない箇所がある

(ウ) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画（第４期計画）

①計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項に規定されている「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に当たるもので、一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画になっています。

②計画の位置づけ

本計画は、ごみの発生・排出抑制から資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関するすべてを包括するものです。また、ごみ処理計画の主要な柱となる中・長期計画であり、ごみ処理広域化基本計画や循環型社会形成推進地域計画等を策定するための上位計画として位置づけられます。

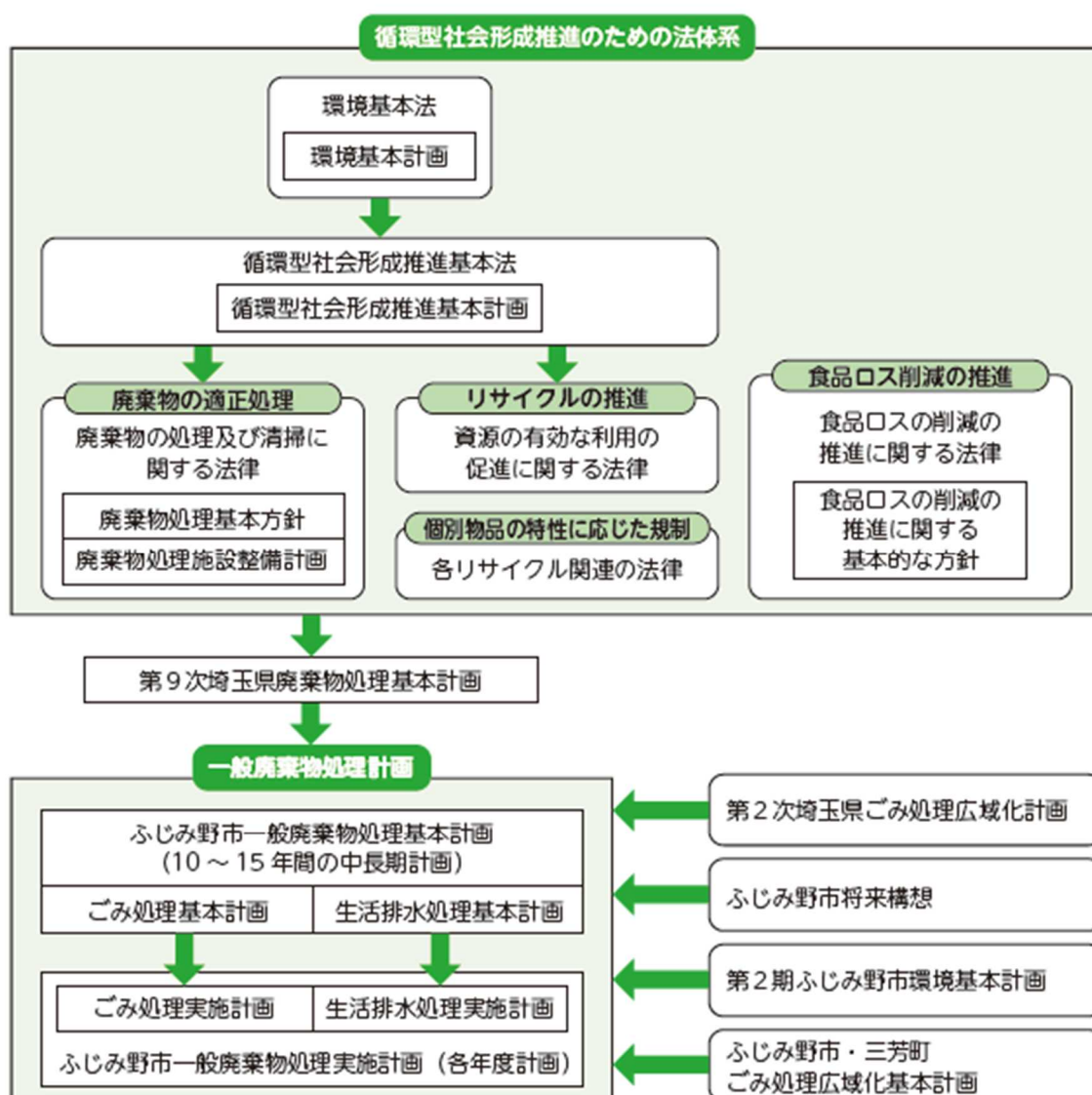


図 1-2-5 計画の位置づけ

③計画の構成

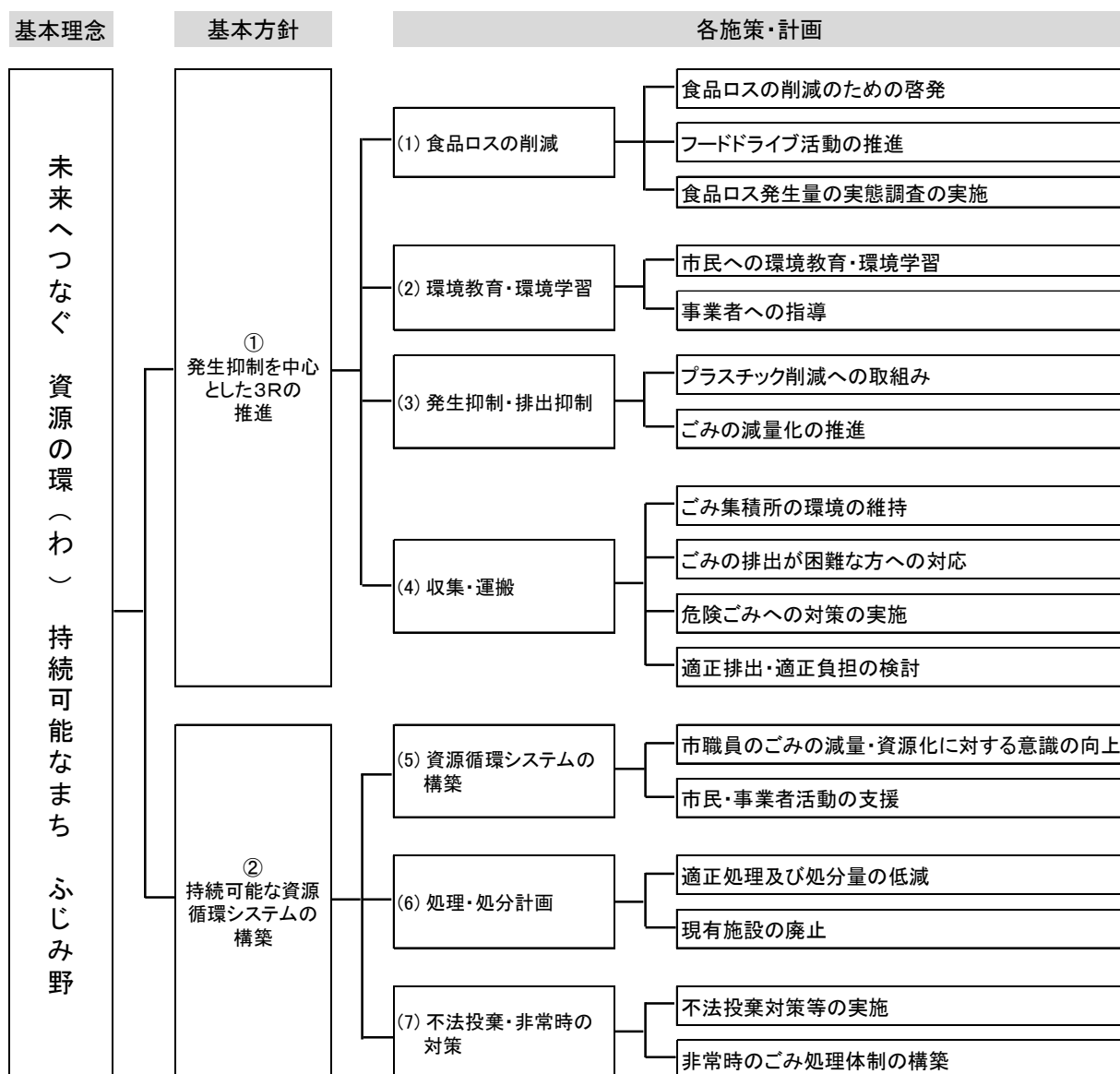


図 1-2-6 計画の構成

④計画対象地域

本計画の計画対象地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、施策の推進に当たっては、関係法令や適正なごみ処理の観点等から広域的な対応も視野に入れ、現在、広域処理を行っている三芳町や他市町村、関係機関等との連携・協力を図ることとします。

⑤計画の期間

本計画では、令和4年度を初年度とし、令和8年度を中間目標年度、令和13年度を計画目標年度とします。なお、社会情勢の変化や関係法令改正等の動向に対し、適切かつ柔軟に対応するため、中間目標年度を目途に必要な見直しを行います。

計画期間		令和3年度 (2021)	令和8年度 (2026)	令和13年度 (2031)
第3期計画	平成29～令和8年度	中間目標年度	計画目標年度	
第4期計画 (本計画)	令和4～令和13年度		中間目標年度	計画目標年度
第5期計画 (予定)	令和9～令和18年度			中間目標年度

図1-2-7 計画の期間

⑥計画の基本理念

ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 では、「人がつながる 豊かで住み続けたいまち ふじみ野」を将来像とし、第 2 期ふじみ野市環境基本計画では、「みんなではぐくむ 緑豊かな住みよいまち ふじみ野」を目指す環境像としています。

本計画では、市民・事業者・市の三者が協働して限りある資源を循環的に利活用しながら、次世代まで続く安全・安心かつ持続可能な住みやすいまちを目指して、以下の基本理念を掲げます。

未来へつなぐ 資源の環（わ） 持続可能なまち ふじみ野

⑦計画の基本方針

1. 発生抑制を中心とした 3R の推進

限りある資源を大切に使うために、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でもごみの発生を抑制する「リデュース」を中心として、ごみの 3R 活動を推進します。

2. 持続可能な資源循環システムの構築

市民、事業者が参加・協力できる分かりやすいごみの分別区分と資源化の仕組みを構築し、ごみの収集・運搬から最終処分、非常時のごみ処理に至るまで、適正・安全・安心で環境保全に配慮したシステムを構築し、効果的・効率的な処理を実現します。

(3) 環境行政組織・所掌事務

(ア) 環境課事務分掌

①環境係

- (1) 環境施策の企画立案及び環境保全活動の普及啓発に関すること。
- (2) 地球温暖化対策及び省エネルギー対策に関すること。
- (3) 公害防止に関すること。
- (4) 生活環境の保全等に関すること。
- (5) 自然保護意識の啓発に関すること。
- (6) 犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
- (7) 鳥獣の捕獲、動物の飼養等に関すること。
- (8) 墓地設置の許可等に関すること。
- (9) ペット霊園の設置の許可等に関すること。
- (10) 入間東部地区事務組合との連絡調整に関すること(火葬場、斎場及びし尿処理に関するものに限る。)

②廃棄物対策係

- (1) 一般廃棄物処理の企画及び立案に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量及びリサイクルに関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可、指導及び監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (5) 一般廃棄物の不法投棄に関すること。
- (6) ごみ集積所に関すること。
- (7) 環境学習の推進に関すること。
- (8) 一般廃棄物最終処分場の維持管理に関すること。
- (9) 災害廃棄物の処理に関すること。

③ふじみ野市・三芳町環境センター

- (1) 環境センター及びエコパの運営及び管理に関すること。
- (2) 廃棄物の搬入、処理及び処分の決定に関すること。
- (3) 廃棄物処分手数料の収入事務に関すること。
- (4) 循環型社会形成推進交付金に関すること。

(イ) 所属団体

①広域的な環境行政組織

組織名	構成市町村	会の目的・事業
埼玉県西部地区環境事務研究会 (22 団体)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、嵐山町、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	・会員相互の連絡を密にし、自主的な研鑽により環境問題を円滑に処理することを目的とする。 ・総会、役員会 (3 回)、研修会 (1 回)、事例発表会 (1 回) の開催。
埼玉県環境事務研究会 連合会 (59 団体)	埼玉県内を北部、東部、西部、南部、中央 5 地区に分けて環境事務研究会を組織している連合会。 県内市町村環境行政及び埼玉県内環境管理事務所及び環境関連課により構成。	・各地区事務研究会相互の連絡を密にして、環境問題を円滑に処理することを目的とする。 ・総会、役員会 (4 回)、研修会 (1 回)、事例発表会 (1 回) の開催。
埼玉県西部地区衛生清掃事務研究会 (11 団体)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市	・地区内相互の密接な連絡協調により事務の円滑なる執行に寄与する。 ・総会、事務研究会 (年 1 回)、研修会 (年 1 回)
埼玉県清掃行政研究協議会第 4 ブロック (24 団体)	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、鳩山町、朝霞地区一部事務組合、志木地区衛生組合、入間西部衛生組合、入間東部地区事務組合、坂戸地区衛生組合、埼玉西部環境保全組合	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の精神に基づき、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 ・総会、研修会

(4) 環境審議会

①環境審議会

設置根拠	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条 ふじみ野市環境基本条例（平成 19 年条例第 2 号）第 29 条		
役 割	(1) 環境基本計画に関する事項 (2) 環境の保全に関する基本的な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し答申を行う。必要がある時は、市長に意見を述べることができる。		
組 織	20 人以内で組織		
委員構成及び 委嘱状況	任 期 (R3. 11. 18～R5. 11. 17)	→ (R5. 11. 18～R7. 11. 17)	
	・学識経験を有する者	1 人	→ 1 人
	・自治組織連合会の役員	2 人	→ 2 人
	・商工会団体を代表する者	1 人	→ 1 人
	・農業委員会を代表する者	1 人	→ 1 人
	・市内事業所を代表する者	2 人	→ 2 人
	・埼玉県西部環境管理事務所を代表する者	1 人	→ 1 人
	・ふじみ野市校長会を代表する者	1 人	→ 1 人
	・市内環境団体を代表する者	4 人	→ 4 人
	・公募による市民	2 人	→ 2 人
	計	15 人	→ 15 人
審議内容	令和 5 年 12 月 20 日（第 1 回会議） ・令和 5 年度版環境年次報告書について		

(5) 廃棄物減量等推進審議会等

① 廃棄物減量等推進審議会

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例（平成 18 年条例第 12 号）第 1 条
役 割	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について、必要な調査及び審議をする。
組 織	15 人以内で組織
委嘱状況	任 期（R4. 11. 21～R6. 11. 20） ・ ごみ減量化又は資源化推進団体を代表する者 1 人 ・ 商工業団体を代表する者 3 人 ・ 廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 2 人 ・ 学識経験を有する者 2 人 ・ 市長が必要と認める者 4 人 計 12 人
審議内容	令和 6 年 1 月 31 日（第 1 回会議） ・ ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について ・ 災害廃棄物処理基本計画作成の進捗状況について

② 一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条 同法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会条例（平成 25 年条例第 20 号）第 1 条
役 割	・ ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画に関する提言を行う。 ・ 市の一般廃棄物処理対策に係る施策に関し、必要な提言を行う。
組 織	11 人以内で組織
委嘱状況	任 期（R4. 11. 17～R6. 11. 16） ・ 公募による市民 2 人 ・ 市内商工会加入の商工業者 2 人 ・ 廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 1 人 ・ 市長が必要と認める者 4 人 計 9 人
会議内容	令和 5 年 12 月 15 日（第 1 回会議） ・ ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について ・ 災害廃棄物処理基本計画作成の進捗状況について

(6) ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言

近年の地球温暖化の進行に伴う気候変動の原因とされる温室効果ガスの削減に向け市民、事業所、民間団体及び市が一体となって二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す「ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言」を令和4年10月1日に行いました。

今後は、令和4年度に策定した「ふじみ野市環境基本計画・後期行動計画」「ふじみ野市地球温暖化対策実施計画」において二酸化炭素排出ゼロを目指した施策や具体的な取組を推進していきます。また民間事業者等との包括連携協定により、関係を強化して具体的な施策を展開していきます。

ふじみ野市ゼロカーボンシティ宣言

～2050年 CO2排出量実質ゼロの実現～

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動により、甚大な被害をもたらす自然災害が地球規模で発生しております。こうした状況は、安全・安心な市民生活に大きな影響を及ぼすものであり、温室効果ガスの排出量削減が喫緊の課題となっております。

2015年に採択されたパリ協定において、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑制すること及び1.5℃に抑える努力を追求することが世界共通の長期目標として掲げられています。

また、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書において、温暖化を1.5℃で止めるためには今世紀半ばの二酸化炭素量を実質ゼロにすることが求められています。

これを受け、政府において、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする、「カーボンニュートラル」が宣言され、地球規模の大きな問題にも地方自治体レベルでの力強い推進が求められています。

ふじみ野市には、多くの豊かな自然が残されており、これらを未来に引き継いでゆく責任があります。

私たち一人ひとりが強い使命感を持ち、市民・事業者・行政が一体となり、「オールふじみ野」で2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことをここに宣言します。

令和4年10月1日

ふじみ野市長 高畑 博

(7) カーボンニュートラルシティ実現に向けた包括連携協定

ふじみ野市、武州ガス株式会社、東京ガス株式会社の3者で令和4年10月11日に「カーボンニュートラルシティ実現に向けた包括連携協定」を締結しました。

本協定は、ふじみ野市、武州ガスおよび東京ガスの3者の相互連携のもと、カーボンニュートラルシティの実現を目指すものです。今後3者は、定期的な協議を通じ、具体的な実施内容を決定します。

【本協定における連携事項】

- (1) カーボンニュートラルシティの実現に向けた取組のトータルコーディネートに関する事項
- (2) エネルギーの地産地消に関する事項
- (3) 低炭素エネルギーの調達や公共施設等への提供に関する事項
- (4) エネルギーデータの活用等によるエネルギー最適化に関する事項
- (5) 地域の防災機能強化などレジリエンス強化に関する事項
- (6) 地域の目線で新しい価値や営みを創る価値共創に関する事項
- (7) 学校等における環境エネルギー教育や食育等を通じた啓発活動に関する事項
- (8) 各種取組における専門的人材の支援強化に関する事項
- (9) ふじみ野市の魅力等の情報発信に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、ふじみ野市民のサービス向上、カーボンニュートラルシティの実現に関する事項

(8) ゼロカーボンシティの実現に向けた補助金制度

令和5年度より、ゼロカーボンシティの実現に向け「住宅用スマートエネルギーシステム」、「電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車」の導入に対し、補助金の交付を開始しました。

①スマートエネルギーシステム導入促進補助金実績

機種別	補助件数/補助金額
太陽光発電システム	56件/3,746,000円
強制循環型太陽熱利用システム	0件/0円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	0件/0円
定置型リチウムイオン蓄電池	57件/3,990,000円
V2H	2件/100,000円
合計	115件/7,836,000円

②電気自動車等導入促進補助金実績

車種別	補助件数/補助金額
EV（電気自動車）	20件/2,000,000円
PHV（プラグインハイブリッド）	15件/75,000円
合計	35件/2,750,000円